

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第5区分
 【発行日】令和5年9月7日(2023.9.7)

【国際公開番号】WO2022/224959
 【出願番号】特願2023-515476(P2023-515476)

【国際特許分類】

B 6 2 D 21/02(2006.01)

B 6 0 K 1/04(2019.01)

B 6 2 D 21/15(2006.01)

10

【F I】

B 6 2 D 21/02

A

B 6 0 K 1/04

Z Z H V

B 6 2 D 21/15

C

【手続補正書】

【提出日】令和5年3月31日(2023.3.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

キャビンが車両下部の骨格をなすシャシフレーム上に支持された車両の下部構造であって、

前記シャシフレームは、車両前後方向に延在する一对のサイドメンバと、車幅方向に延在して前記一对のサイドメンバ同士を接続するクロスメンバとを有し、

前記クロスメンバは、車幅方向に延在する中央部と、前記中央部の車両幅方向の両端から上方に屈曲形成されて車幅方向外側斜め上方に延びる傾斜部とを有し、その両端部が前記サイドメンバに連結され、

30

前記キャビンは、前記サイドメンバより車幅方向両外側で車両前後方向に延設されて前記キャビンの下部骨格を形成するサイドシルを備え、

前記サイドシルと前記サイドメンバとは、車幅方向からみて車両上下方向において互いに重なるよう対向配置され、

前記サイドシルの下端は、前記サイドメンバの下端よりも上側に配置される

ことを特徴とする車両の下部構造。

【請求項2】

(削除)

【請求項3】

(削除)

40

【請求項4】

前記サイドメンバと前記サイドシルとの間に衝撃吸収部材が配置される

ことを特徴とする請求項1に記載の車両の下部構造。

【請求項5】

前記クロスメンバは、車両前後方向に複数並ぶように設けられ、

前記衝撃吸収部材は、隣り合う前記クロスメンバの間に配置される

ことを特徴とする請求項4に記載の車両の下部構造。

【請求項6】

前記衝撃吸収部材は、車幅方向から見て前後のクロスメンバと一部が重複するよう配置

50

される

ことを特徴とする請求項 5 に記載の車両の下部構造。

【請求項 7】

前記クロスメンバは、前記中央部と前記傾斜部とに亘る屈曲部に補強部材が設けられることを特徴とする請求項 1、4～6 の何れか 1 項に記載の車両の下部構造。

【請求項 8】

前記車両は、走行用モータに電力を供給する駆動バッテリーを備える電動車両であり、前記駆動バッテリーは、前記クロスメンバの前記中央部によって下方から支持され、前記キャビンのフロア下方の前記サイドメンバ間に配置され、

前記傾斜部は、前記駆動バッテリーよりも車幅方向外側且つ前記サイドメンバよりも車幅方向内側の位置で上方に屈曲形成されている

ことを特徴とする請求項 1、4～7 の何れか 1 項に記載の車両の下部構造。

10

20

30

40

50